

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が 充てられる社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日から消費税率（国・地方）が5%から8%へと引き上げられたことに伴い、地方消費税の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

松前町の平成30年度一般会計決算における社会保障施策関連経費への充当状況は以下のとおりです。

地方消費税交付金 140,097千円（うち社会保障財源化分60,991千円）

社会保障経費その他社会保障施策に要する経費

(単位千円)

事業名	経費	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国道支出金	地方債	その他	引上げ分の地方消費税 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	818,135	328,478	33,900	8,532	52,287	394,938
〔 社会福祉総務費 〕	(430,438)	(325,236)	(12,600)	(5,384)	(10,197)	(77,021)
〔 社会福祉施設費 〕	(3,494)			(135)	(392)	(2,967)
〔 老人福祉費 〕	(384,203)	(3,242)	(21,300)	(3,013)	(41,697)	(314,951)
児童福祉	186,343	105,520	0	6,375	8,704	65,744
〔 児童福祉総務費 〕	(138,121)	(65,829)		(6,375)	(7,707)	(58,210)
〔 児童措置費 〕	(48,222)	(39,691)			(998)	(7,533)
合 計	1,004,478	433,998	33,900	14,907	60,991	460,682

※ 地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じ按分して充当しています。